

令和7年度 入園・進級のしおり 【重要事項説明書】



社会福祉法人 二葉保育園

幼保連携型認定こども園 二葉にじいろこども園

創立以来 90 年を経過してきたなかで、約 4,300 名を超える子どもたちを送り出し、地域に根ざした乳幼児施設です。これからも新しい時代に向けて、地域の子どもたちの健全な育成と保護者の子育て支援のための働きを積極的に進めていきます。

1. 社会福祉法人二葉保育園のあゆみ

昭和 8 年 6 月…… 農繁託児所開設（於：淨因寺本堂）
 昭和 13 年 9 月…… 木造平屋園舎建築 二葉保育園開設（淨因寺境内）
 昭和 23 年 7 月…… 児童福祉法による保育所認可
 昭和 26 年 3 月…… 宗教法人 淨因寺附設二葉保育園認可
 昭和 45 年 8 月…… 社会福祉法人 二葉保育園設立認可
 昭和 46 年 12 月…… 鉄筋コンクリート平屋園舎竣工
 昭和 57 年 8 月…… 保育室増設（現 0, 1 歳児クラス）
 昭和 59 年 11 月…… 二葉保育園創立 50 周年記念式典挙行
 平成 12 年 12 月…… 乳児室増設（現 0 歳児クラス）
 平成 23 年 3 月…… 園舎内装改修工事
 平成 26 年 10 月…… 二葉保育園創立 80 周年親子ふれあい大うんどうかい
 平成 29 年 4 月…… 幼保連携型認定こども園 二葉にじいろこども園設立開園
 平成 31 年 4 月…… 二葉保育園を幼保連携型認定こども園に移行

2. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 二葉保育園
事業者の所在地	兵庫県揖保郡太子町太田 2052
事業者の連絡先	079-277-0163
代表者氏名	理事長 都築 史典
統括園長	都築祐二（二葉保育園と二葉にじいろこども園を統括）

3. 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園							
名 称	二葉にじいろこども園							
所 在 地	兵庫県揖保郡太子町原 551 番地 1							
連 絡 先	TEL：（079）276-7277 （079）277-1491（夜間・淨因寺） FAX：（079）276-7288							
施 設 長	小田 左斗美							
開設年月日	2017 年 4 月 1 日							
利用定員		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	(1 号)				5 人	5 人	5 人	15 人
	(2・3 号)	5 人	9 人	10 人	12 人	12 人	12 人	60 人

基本理念 及び 保育目標	基本理念：「和顔愛語」 和やかな表情で一人一人が理解できる愛情深い言葉で子どもに接し、元気で思いやりのある人間性豊かな子どもを育てる。 また、子どもの目線に立ち、愛情豊かで思慮深い養護を通して、保育教諭と子どもの相互の関わりを十分に促し、人への信頼感と自己の主体性を形成していくとともに、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。 保育目標 ・明るく元気な子ども ・友だちと仲良く遊ぶ子ども ・工夫しやりぬく子ども ・けじめのある子ども
実施する事業の種類	一時保育事業、延長保育事業、預かり保育事業、障がい児保育事業 地域活動事業、乳幼児子育て応援事業（子育て相談、園庭開放） ※災害時等における施設利用等の支援協力

4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備 考
乳児室	1	ひよこ組（0歳児）
沐浴室	1	
調乳室	1	
ほふく室	1	りす組（1歳児）
2歳児保育室	1	うさぎ組（2歳児）
幼児保育室	3	ぞう組・くま組・きりん組
遊戯室	1	
調理室	1	
職員室	1	
医務室	1	職員室に含まれる
廊下	2	
便所	6	りす組、うさぎ組とぞう組の間、くま組ときりん組の間、職員トイレ2、給食室
その他		

5. 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	1 人	1 人	0 人	
主幹保育教諭	1 人	1 人	0 人	
保 育 教 諭	14 人	3 人	11 人	
保 育 補 助	2 人	0 人	2 人	
看 護 師	0 人	0 人	0 人	
栄 養 士	2 人	0 人	2 人	調理師資格も併有
調 理 師	1 人	1 人	0 人	
調 理 補 助	0 人	0 人	0 人	
事 務 職 員	1 人	0 人	1 人	

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

(学年及び学期)

本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から 12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(保育・教育の提供を行う日)

本園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

*1号認定の子どもへの保育・教育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで（原則的な保育時間は、8時～16時の8時間です）		
平日開園時間	7時00分～18時00分		
土曜日開園時間	7時00分～18時00分（希望保育）		
保育・教育時間	1号認定	教育標準時間	9時00分～13時30分
	2号3号認定	保育標準時間	7時00分～18時00分
		保育短時間	8時00分～16時00分
預かり保育	1号認定	教育標準時間	8時00分～8時30分 14時00分～18時00分
延長保育	2号3号認定	保育標準時間	18時00分～19時00分
		保育短時間	7時00分～8時00分
			16時00分～19時00分 16時00分～18時00分
休園日	1号認定	土曜日、日曜日、国民の祝日ならびに国民の休日 ・夏休み（8月1日から8月31日までの指定登園日を除く10日程度） ・冬休み（12月25日から1月8日までの指定登園日を除く日） ・春休み（3月22日から4月7日までの指定登園日を除く日） その他、太子町に警報が発令された場合や園長が指定した日 *長期休園日については、変更することがあります。	
	2号3号認定	日曜日、国民の祝日ならびに国民の休日 年末年始（12月29日より1月3日まで） その他、園長が指定した日	

*土曜日（お仕事が休みの方）は、お子様とゆっくりかかわり親子の絆を深める時間を作っていただきたく、基本的には希望保育とします。

*土曜日の保育を希望される方は、申し込み用紙（年間通して玄関に設置）を提出していただきます。

*土曜日保育は、法人2施設合同で、にじいろこども園（その時の状況で変更有）で保育します。

*勤務以外の特別な事情（保護者の体調不良、冠婚葬祭など）で土曜日の保育を必要とされる場合は、その旨を職員室に申し出てください。

7. 特別保育について

- ① 申請方法・・・延長・預かり保育を必要とする保護者は、それぞれ所定の申請書に必要事項を記入し、園長に提出してください。
- ② 保育条件・・・1年の範囲内で園長が定める、園長が必要であると認めたものが、延長預かり保育を利用することができます。

利用料等（単位：円）

- ※・1号認定の方には、入園事務手続き手数料として入園決定時に5,000円をいただきます。
 ・年度途中で2号から1号に変更する場合にも、入園事務手続き手数料として5,000円をいただきます。

※延長保育

保育短時間	7：00～ 8：00	100 円/30 分	上限 3, 500 円
	16：00～18：00	100 円/30 分	
	18：00～19：00	500 円/60 分	
保育標準時間	18：00～19：00	3,000 円（ただし 3 回利用までは 1 回 500 円）	
2 号 認 定 土 曜 日 の 給 食 費		300 円/1 食（利用回数分）	

*時間は、登降園管理システムで管理させていただきます。

*標準・短時間ともに18時を超えないようにお願いします。

※預かり保育

1号認定	8:00～8:30	100円/30分
	14:00～18:00	
	土曜日に利用する場合 春、夏、冬休みに利用する場合	150円/30分 給食費300円/1食

*一号認定の子どもは、園の行事・都合による場合には料金はかかりません。

*時間は、登降園管理システムで管理させていただきます。

※一時保育（園児以外）

一時保育	乳児	500円/60分	給食費350円
	幼児	300円/60分	

8. 給食等について

- (1) 提供方針：栄養士・調理師と保育教諭が心を合わせ、子どもにおいしいものを提供しようという思いをもって、丈夫な体づくりに励んでいきます。また、食事をするという楽しい時間を演出していきます。
- (2) 提供方法：自園調理、完全給食です。
- (3) 昼食・おやつ：保護者の方へは、前月末日に翌月の献立表をお配りします。
- (4) 衛生管理等：栄養士・調理師及び園長・主幹保育教諭・保育教諭・保育補助・事務員の職員全員が、毎月検便を行っています。
- (5) アレルギー等への対応：明らかに食物がアレルギーであると診断され、医師の指示があり、要望があれば検討いたします。除去食には、医師の意見書が必要です。

9. 提供する特定保育・教育の内容

- 乳児(0, 1, 2歳児)では、大人と子どもが助け合い、理解し合い、信頼し合って快適、健康的、創造的な気分で一緒に生活を楽しみ、そのなかで子どもは自分自身の人生の基礎を築いていくことができるような子どもを育てます。
- 家庭的な雰囲気のなかで、保育教諭はクラスのなかで担当する子どもを決め、親代わりとなってその子のリズムを大切に保育・教育し、信頼関係を築いていきます。(担当制)
- 1対1でのわらべうた遊びを中心に、大人と子どもがお互いに尊重しあい、対等で深い人間関係を築いていきます。
- 一人一人の生活リズムを大切にしながら、毎日同じ生活ができるように見とおしをもって行動できるように日課を考えていきます。(流れる日課)
- 保育教諭は子どもの興味を大事にし、子どもの思いに寄り添いながら困っていることを自分で解決できるように支援します。あくまでも子どもが主体です。
- 思いやりの心は、思いやりを受けた量が多いほど、思いやりが芽生えてきます。思いやりのある接し方で保育・教育します。
- 子ども同士のケンカは、どちらが悪いと決めつけるのではなく、お互いの言い分を認めるようにして自主性と思いやりを引き出します。
- 本を読みたい子どもはいろいろな本を置いてあるエリアに行き、製作に興味のある子どもは粘土や絵を描く道具や工作の出来る道具の置いてあるエリアに行き、園庭で遊びたい子どもは思いきり遊べるように園庭に出て、いろいろな遊びを工夫できるよう指導します。子どもたちが好きな場所に行って自分の興味や関心が満たされるよう保育教諭もそれぞれの場所に分かれて配置し、見守って適切な指導をします。
- 幼児(3歳児以上)には異年齢での活動を取り入れています。3歳の子どもは大きい子どもの真似をして遊びたいという思いがあります。4歳や5歳の子どもは小さい子どものお世話をしたいという思いがあります。これらの思いを満たすことができるように異年齢での活動を取り入れ、兄弟姉妹のような関係ができ、よりよい子ども集団となります。そのなかで、ルールや自己主張、思いやりなどお互いに学びとることができるよう保育・教育します。
- 家庭的な雰囲気のなかで友だちといることが楽しいと感じられる保育・教育をします。
- 「遊び」を大切にします。子どもは、すべて「遊び」のなかで学習します。
- わらべうたや役割遊び・集団遊びをとおして、ルールや社会の決まりを知っていきます。
- 自分で考えることが楽しいと思えるような学習の基礎となる保育・教育をします。
 - 主な活動・・・身の回りの環境(社会、自然)を認識することを中心に数の概念、
わらべうたによる音楽教育、文学(お話、絵本、詩)、美術
頭も体も使う毎日体操などの教育をします。
- 4,5歳児・・・週1回ECC英会話教室(遊びながら英語にふれます)
月2回希望者スイミング(サンスポーツクラブ太子)
- 5歳児・・・2,3学期は毎週2回程度お昼寝なし
集団遊び(ルールのある遊び)・鍵盤ハーモニカ
数の遊び・学習遊び・散歩など
- 毎月の仏参では、親鸞聖人の教えに基づき、感謝の気持ちや思いやり、優しい心を育てます。
- 保育教諭は常に研鑽を積み、資質向上に努めています。
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された教育の5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)や、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿(①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性、

規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心、感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現)をふまえた保育・教育を行います。

- 乳幼児や幼児期の保育・教育は、生涯にわたる人格形成の基礎と、義務教育及びその後の教育基礎を培うものです。子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者とともに園児を心身ともに健やかに育成します。なお、小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意し、成長と発達を援助していきます。

10. 保育・教育の一日の流れ

0歳児	1,2歳児	3,4,5歳児	1号認定
7:00～ 順次登園(標準) あそび	7:00～ 順次登園(標準) あそび	7:00～ 順次登園(標準) あそび	
8:00～ 順次登園(短時間) あそび 午前睡	8:00～ 順次登園(短時間) あそび 9:00～ 牛乳	8:00～ 順次登園(短時間) あそび 9:30～ 牛乳(週3回)	8:30～ 順次登園 あそび 9:30～ 牛乳(週3回)
10:30～ 順次離乳食 ミルク あそび お昼寝	11:00～ 順次給食 お昼寝	11:30～ 順次給食 お昼寝	11:30～ 順次給食 あそび
14:30～ 順次おやつ ミルク あそび 順次降園	14:30～ 順次おやつ スキムミルク あそび 順次降園	15:00～ 順次おやつ スキムミルク あそび 順次降園	13:30～ 順次降園
18:00 閉園	18:00 閉園	18:00 閉園	

11. 年間行事予定(赤字は保護者参加行事) ※状況により変更、中止あり

月	行 事 内 容
4月	入園式
5月	花まつり、保育・給食参観(試食会)、幼年消防クラブ新入式(4・5歳児)、個別懇談
6月	健康診断(内科、耳鼻科、眼科、歯科)、交通安全教室、ジャガイモ堀り(4,5歳児)
7月	にじいろフェス、水あそび、七夕会、キッズニア体験・夕涼み会(5歳児)
8月	水あそび
9月	敬老参観
10月	うんどうかい、姫路観劇(劇団飛行船)
11月	バス旅行(遠足)、防火パレード(4,5歳児)、内科検診、英語参観(4,5歳児)
12月	報恩講、クリスマス会、
1月	幼年消防出初式(4,5歳児)
2月	節分(豆まき)、乳児クラス保育参観、幼児クラス発表会
3月	クッキング保育(4,5歳児)、お別れ遠足、お別れ会、スイミング参観、卒園式(卒園児5歳児のみ)

毎 月	身体計測、誕生会、避難訓練、仏参(ホールで幼児全員)
毎 週	仏参(月曜日・幼児各クラスで)、ECC 英語教室(1回 4, 5 歳児)
月 2 回	スイミング(サンスポーツクラブ太子・4, 5 歳児希望者)、体操教室 (4, 5 歳児)

12. 利用の開始および終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の決定	・ 1号認定の子どもは、園に直接申し込みを行い決定する ・ 2号・3号認定の子どもは、太子町が行う利用調整による
転園、休園及び卒園に関する事項	・ 転園及び卒園等による保育・教育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。 ・ 園児の休園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。
退園理由	・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなった時(卒園を含む) ・ 保護者から転園・退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると太子町が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障または困難が生じたとき
利用にあたっての留意事項	<登園前> * 朝の視診をして、全身の状態や体調をみましょう。 * 朝の検温をしましょう。その際、体温が37.5度以上ある場合は病院受診をされてから登園できるか判断してください。 * トイレに行きましょう(早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち)。 * 朝食、菓子、玩具類は絶対に持ってこないでください。 <登園> * 各クラス日課がありますので、9時までに必ず登園してください。 * 9時までに登園できない時には何時ごろ登園するか、また、給食の有無を電話で知らせてください。 * 兄弟・姉妹がいるお子様については、小さいお子様から送り迎えをお願いします。 * 前日や朝、体調の悪いときは、職員にお知らせください。 * 受け入れ時に熱が高い時は、お預かりできない場合があります。 <お迎えの時> * いつもと違う方がお迎えに来られる場合は、保護者が必ず園に連絡をしてください。確認がとれるまでは、お子様はお渡しいたしません。 * お迎えが定刻(短時間=16時、標準時間=18時)を過ぎる場合は必ず園に連絡してください。なお、定刻を過ぎる場合は延長保育となりますので、所定の用紙に記入して提出してください。 * お迎え後は速やかに降園しましょう。お迎え後のお子様の管理は、保護者の方が責任をもってしてください。 <お休みをされる時> * 9時までには必ず電話をしてください。 * 病気のときは、病名、病状もお知らせください。 (医療機関を受診される時は、お子様が園に通っていることを必ず伝え、登園可能かどうか)

	かを尋ねてください。)
	* お休みが長引く場合は太子町の定める基準により退園をお願いする場合がございます。

13. 嘱託医

医療機関の名称	開発医院
医 師 名	開発 直明
所 在 地	兵庫県揖保郡太子町太田 1517 - 1
電 話 番 号	079 - 277-0025

14. 嘱託歯科医

医療機関の名称	福本歯科
院 長 名	福本 充治
所 在 地	兵庫県揖保郡太子町鵜 93
電 話 番 号	079-276-0332

15. 嘱託薬剤師

医療機関の名称	鵜調剤薬局
管理薬剤師名	湯口 茂子
所 在 地	兵庫県揖保郡太子町鵜字門田 1143 番 2
電 話 番 号	079-276-7011

16. 緊急時における対応方法

<園で病気やケガをした時>

- * 熱が 37.5 度以上ある場合は、保護者の方に連絡を入れます。
37.5 度以下の場合でも、お子様の様子により連絡を入れることがあります。
- * 38.0 度以上発熱があった場合は、速やかにお迎えをお願いします。
- * 体調不良、高熱があった翌日は登園を控え、お子様の様子を見てください。坐薬等の解熱剤で熱を下げて登園しても、一時的には下がりますが、また発熱する恐れがあります。お子様の体に負担も大きくかかります。1 日は様子を見るようにしましょう。
- * おたふく風邪などの感染症にかかった場合は、他児への感染拡大を防止するため、感染する恐れがなくなるまでは登園を控えてください。
- * 特に、インフルエンザにかかった（もしくは流行の兆しがある）場合は以下のことに十分配慮をお願いします。
 - ◇ 保育中に 37.5 度以上発熱した場合は、お迎えをお願いします。
 - ◇ 翌日はお休みし、お子様の様子を見てください。
 - ◇ 発熱、鼻水、咳、くしゃみ、頭痛といった症状が出ている方は、積極的にインフルエンザの検査を受けましょう。その際は、病院にインフルエンザに感染している可能性のあることを電話で伝え、病院側の指示に従って受診してください。病院内に入る時は必ずマスクを着用しましょう。
 - ◇ 解熱したからといって服薬を途中でやめないでください。途中でやめるとインフルエンザウイルスに耐性ができるおそれがあります。また、ウイルスを再排出して感染を広げる可能性があります。

す。

- ◇ インフルエンザを発症したら、処方された薬を5日間は飲みきってください。解熱した翌日から3日以上（72時間）は登園を控えてください。処方薬が3日間しか出なかった場合は、もう一度受診し、残り2日分を服薬してください。
- ◇ 症状によって判断がつきにくい場合は、かかりつけ医に相談をしてください。
- ◇ その他の感染症については別紙表を参考にしてください。

* 保育中にケガをした場合は、ケガの程度により園から病院へ連れていきます。その時には保護者の方に連絡します。

<与薬の取り扱いについて>

太子町内保育所（園）では、原則として与薬を行わないことになっています。保育所（園）での与薬の増加により、日常最も大切とされる安全・安心な保育業務に支障をきたすおそれがあるためです。ただし、やむを得ないものに限っては与薬を行います。安全に与薬を行うため、保護者の方は必ず以下の要領に同意していただきますようお願いいたします。

*園での与薬について

お子様への与薬は、本来、保護者が園に登園して行っていただくものです。しかし、緊急時や止むを得ないと主治医が判断した場合には、保護者の責任のもと、園の担当者が保護者に代わり与薬を行います。

お子様が主治医の診察を受ける際には、園にて保育されている時間帯、並びに園では原則与薬ができない旨を主治医にお伝えください。

そのうえで、保育中に止むを得ず与薬の必要がある場合のみ、与薬の申し出を行ってください。

*必要書類

処方の薬には、A「予約に関する主治医意見書」（以下「A」という）とB「与薬依頼確認書」（以下「B」という）を添付し、原則、保育教諭（基本的にクラス担任）に必ず手渡ししてください。その際、与薬方法等について保育教諭が聞き取りを行いますので、保育教諭の記入内容に間違いがなければ、Bに署名捺印をしてください。

なお、与薬を行った後に、Aの写し及び与薬報告書（Bの下の部分）をお返しします。

※上記ABの様式は、園に設置、あるいは町のホームページよりダウンロードできます。

*注意事項

- ①保護者の個人的な判断で持参された薬（市販薬品等）は、園では与薬できません。
- ②「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」などのように症状が出たら薬を与えなければならない場合、与薬の要否の判断が園では困難なため対応できません。
- ③薬の袋や容器には、お子様の氏名をご記入ください。
- ④与薬する薬は、当日分（1回分）のみご持参ください。
- ⑤お子様が薬を飲むことを強く嫌がった場合、飲みこぼした場合などは、それ以上に与薬は行いませんので、ご了承ください。

【管轄する消防署】

消防署名	太子消防署
所在地	揖保郡太子町老原 554 - 1
電話番号	079 - 276-2246

【管轄する警察署】

警察署名	たつの警察署
所在地	たつの市龍野町富永 1005 番地 75
電話番号	0791-63-0110
交番名	太田交番
所在地	揖保郡太子町太田 416 - 5

17. 非常災害対策

防火管理者	小田 左斗美
避難訓練	☐ 火災、地震を想定した訓練を月 1 回実施 ☐ 風水害を想定した訓練を年 1 回実施 ☐ 不審者対応を想定した訓練を年 1 回実施 ☐ 通報訓練を年 2 回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器完備、火災通報装置
避難場所	第 1 避難場所：運動場（園庭） 第 2 避難場所：二葉にじいるこども園舎内
緊急時の連絡手段	電話、専用ホームページ（よいこネット）での情報提供

18. 相談・要望・苦情窓口（福祉サービス相談委員会について）

利用者の皆様方が日ごろ思っている要望や建設的意見あるいは苦情等を、施設の話しやすい職員か同委員会のメンバーの誰でも結構ですでお申し付けください。忌憚のないご意見を下さるようお願いいたします。施設側は皆様方が提示されたご意見を一つ一つ解決し、理想の施設へ一歩一歩前進する所存です。尚、同委員会で解決できない問題は、町の組織へ上げ、解決を仰ぎ、速やかに返答していきたいと考えています。

以上の通り、皆様方の福祉サービスの利用権を守り、自由、人権、プライバシーが確保されているかを点検するとともに、福祉サービスに於ける様々なご要望の実現及び暮らしの相談を行うことを目的に下記委員を選任し、福祉サービス相談委員会を設置いたしました。どうぞご活用ください。今後ともご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

相談・苦情受付担当者	山岡 成絵	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	小田 左斗美	園長
苦情解決第三者委員	高石 耕吉	弁護士